

# 逗子市の木造住宅耐震診断・耐震補強工事等 補助制度について

逗子市では、木造住宅の耐震化を図り震災に強いまちづくりを推進するため、「簡易耐震診断」、「一般耐震診断」、「耐震補強工事(耐震設計、工事監理を含む)」、「耐震シェルター等の設置」を行いう場合、その費用の一部を補助します。

※注1 補助制度を受けるためには、事前に申請など手続きが必要です

※注2 契約前に必ず市へご相談ください(条件等により補助が受けられない場合があります)

## ●補助の条件

- ① 1981年(昭和56年)5月31日以前に建築確認を得て着工された2階建て以下の戸建木造住宅(居住部分が床面積の1/2以上の兼用住宅を含む)であること
- ② 申請者が市内に住所を有し、対象となる建築物を所有していること
- ③ 申請者が市税を滞納していないこと

居住要件を緩和しました

## ●補助の金額

[簡易耐震診断]……費用2万円のうち1万5千円を補助(自己負担5千円)

[一般耐震診断]……費用7万円のうち4万円を補助(自己負担3万円)

[耐震補強工事等]……費用の1/2(上限50万円)を補助

[耐震シェルター等]……費用の1/2(上限25万円)を補助

(個人事業主として消費税仕入控除をする場合、消費税額は補助額から除きます)

## ●税の控除について

### 1. 所得税の特別控除

耐震改修工事を行った場合、所得税の控除を受けられる場合があります。

詳しくは鎌倉税務署(個人課税部門 電話 0467-22-5591)にお問合せください。

(確定申告の際に必要な『住宅耐震改修証明書』については、まちづくり景観課へご相談ください)

### 2. 固定資産税の減免

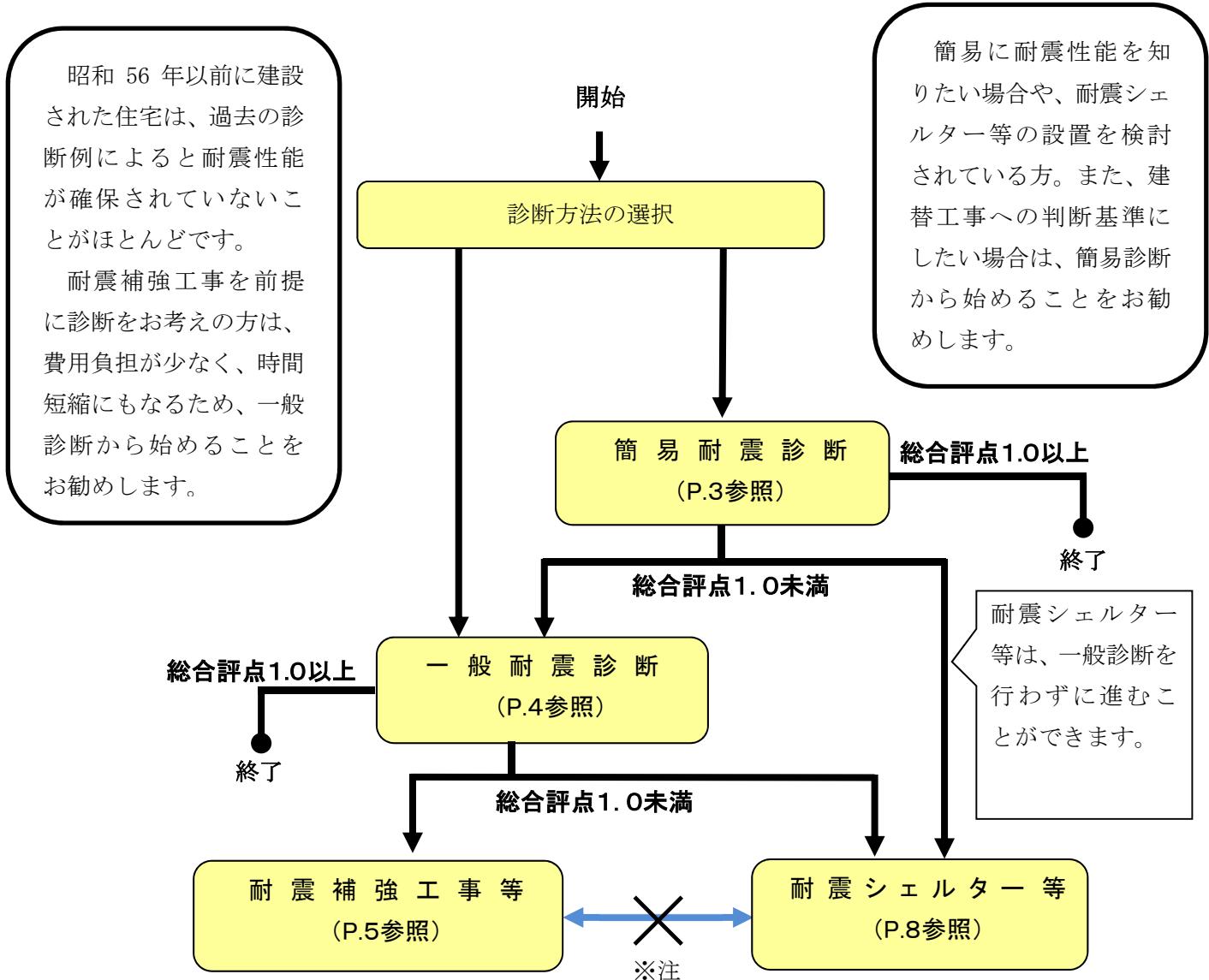
一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額を受けられる場合があります。

詳しくは逗子市課税課資産税係にお問合せください。

問合先：逗子市環境都市部まちづくり景観課

TEL 046-873-1111(内線462)

## ●制度の流れ



※注 耐震補強工事等と耐震シェルター等の双方の補助は、重複して受けることはできませんので、ご注意ください。

## ●診断結果の耐震判定表

耐震判定表		
総合評点	判 定	今後の対策
1.5以上	安全です	安全ですが、今後も維持管理を十分に行ってください
1.0以上 1.5未満	一応安全です	専門家と相談し、補強すればなお安全です
0.7以上 1.0未満	やや危険です	専門家と補強について相談してください
0.7未満	倒壊の危険があります	補強工事実施についてご検討ください

## 簡易耐震診断

図面や目視で行われる現地診断です。

●補助金の額 簡易耐震診断費2万円のうち、1万5千円を補助します

### ●申請手続きの流れ

申 請

必要書類を添えて、「耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)」を市へ提出してください

添付書類

- ① 建築確認申請書の写し
- ② 建物の平面図  
※平面図がない場合は、別途費用が発生します
- ③ 市税納付状況等確認同意書  
※申請者の市税納付状況等を確認するために必要な書類です
- ④ 消費税仕入税額控除確認書

交 付 決 定

書類審査後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します

※注 申請内容の変更又は取り下げる場合は、「計画変更等申請書(第5号様式)」を提出してください

★診断には、神奈川県建築士事務所協会湘南三浦支部(以下「建築士事務所協会」という)の耐震部会員が派遣されます  
(診断を行う耐震部会員の指名希望がありましたら市へお申出ください)

診 断 実 施

市から建築士事務所協会へ、耐震部会員の派遣を依頼します

★派遣される耐震部会員から申請者へ、立入調査実施日時等について連絡します  
★診断終了後、診断費用を耐震部会員へお支払いください(2万円)

請 求

必要書類を添えて、「耐震診断補助金交付請求書(第11号様式)」を市へ提出してください

- 添付書類
- ①簡易耐震診断結果報告書
  - ②領収書の写し
  - ③消費税仕入控除税額報告書

補 助 金 交 付

市から指定口座へ補助金を振り込みます(1万5千円)

診断結果が1.0以上と診断された方はここで終了です

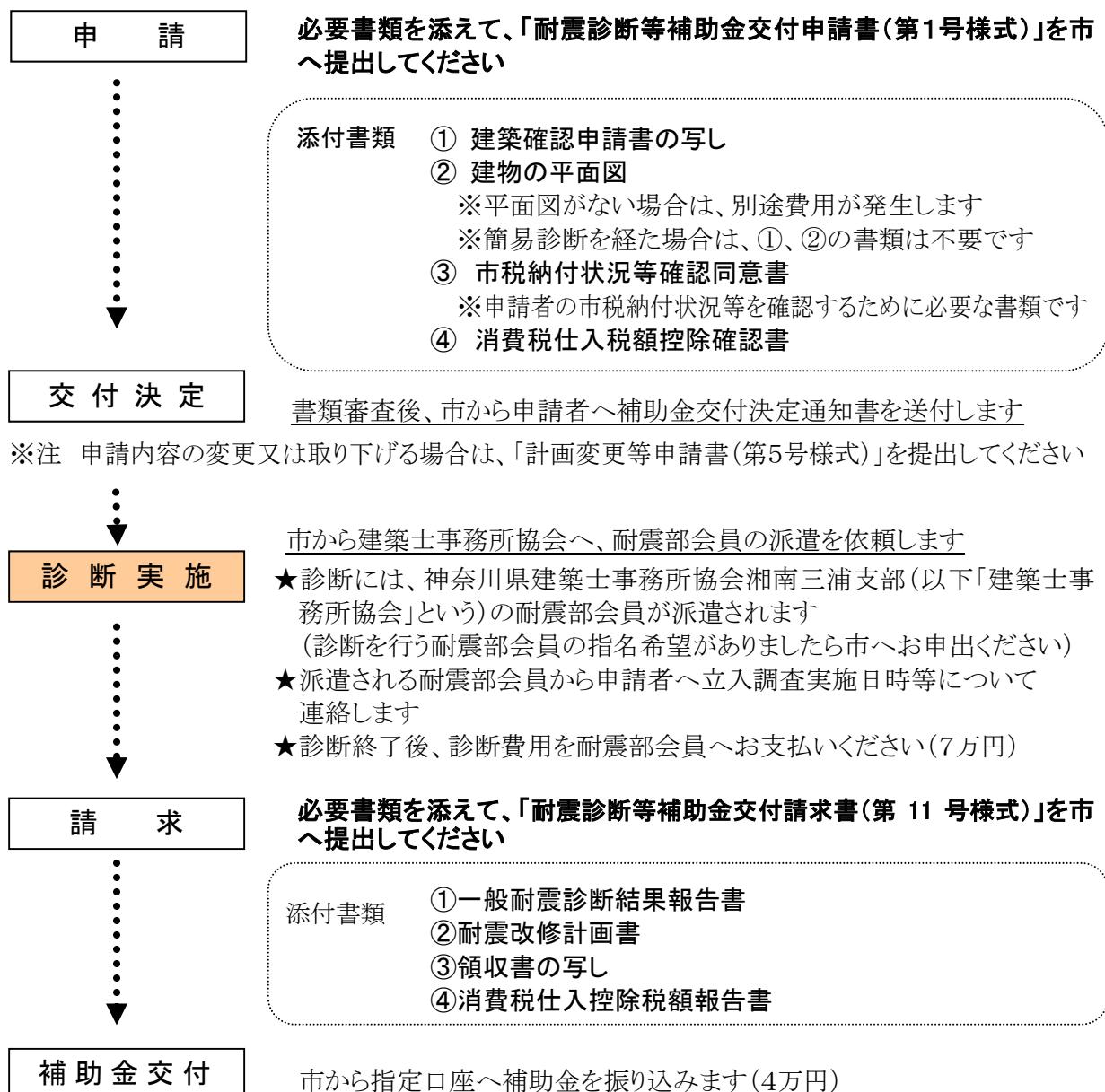
診断結果が1.0未満と診断された方は『耐震シェルター等補助金』を受けることができます

## 一般耐震診断

図面と現場を照合し、建物の傾きや腐食度、天井裏等の状況及び壁量計算等の調査による診断を行います。また、耐震補強方法や概算費用を示した耐震改修計画書を作成します。

●補助金の額 一般耐震診断費7万円のうち、4万円を補助します

●申請手続きの流れ



**診断結果が1.0以上と診断された方はここで終了です**

**診断結果が1.0未満と診断された方は『耐震補強工事等補助金』又は『耐震シェルター等補助金』を受けることができます**

## 耐震補強工事等

建築士事務所協会の耐震部会員による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅を、総合評点1.0以上に補強する工事等に対し、その費用の一部を補助します。

市の補助制度を利用し、[一般耐震診断]を経て[耐震補強工事]を行う場合に、その費用の一部を補助するものです。

※注 補助制度を受けるためには、工事契約前に申請など手続きが必要です

### ●制度について

- 1 耐震補強工事等の補助を受ける場合は、はじめに市の制度による一般耐震診断を受けていただく必要があります
- 2 耐震補強工事は、建築士事務所協会の耐震部会員が作成した耐震補強設計に基づき、工事監理の下に施工していただきます

### ●補助金の額

耐震補強工事に係る費用(①～③)の合計額の1／2(上限50万円)を補助します。

① 耐震改修補強設計図書の作成費	10万円
② 耐震補強工事に係る監理費	5万円
③ 耐震補強に係る工事費	(実際に掛かった費用)円

※注 耐震補強以外の工事費用(リフォーム等)は、補助対象になりませんのでご注意ください

## ●申請手続きの流れ

### 申 請

**「耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付申請書(第2号様式)」を市へ提出してください**

建築士事務所協会から、一般耐震診断を行った耐震部会員が派遣されます

### 交 付 決 定

書類審査後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します

※注 申請内容の変更又は取り下げる場合は、「計画変更等申請書(第5号様式)」を提出してください



### 補 強 設 計

**耐震部会員が、耐震補強設計図書を作成します**

(費用 10万円を、耐震部会員へお支払ください)

※注 補強設計図書作成後、申請を取り下げる場合(市の制度による耐震補強工事を行わない場合)費用は全額自己負担となりますのでご了承ください

### 工事監理契約

**耐震部会員と、耐震補強工事に係る工事監理の契約をしてください**

(費用 5万円を、耐震部会員へお支払ください)

### 工 事 契 約

**施工業者を決めてください**

※注1 補強工事は、耐震部会員が作成した補強設計図書に基づき、工事監理の下に施工していただきます

※注2 市の制度に従って施工することが可能な施工業者(建設業の許可を受けている者)であることを確認の上、契約してください



### 工 事 着 手

**必要書類を添えて、「耐震補強工事等着手届(第7号様式)」を市へ提出してください。**

- 添付書類
- ①耐震補強設計図書
  - ②耐震補強工事に係る見積書の写し
  - ③工事監理契約書の写し
  - ④工事契約を証するものの写し(工事契約書、請書など)
  - ⑤当該耐震補強工事を契約した者の建設業許可書の写し

## 工事開始

### 中間検査

耐震部会員による中間検査を受けてください

## 工事終了

### 完了検査

耐震部会員による完了検査を受けてください

## 実績報告

必要書類を添えて、「耐震補強工事等完了実績報告書(第8号様式)」を市へ提出してください

添付書類 ①工事監理報告書

②工事管理写真

③当該耐震補強工事を契約した者が作成した耐震補強工事  
に係る工事費用内訳書

④領収書の写し（補強設計費+工事監理費+補強工事費）

⑤消費税仕入控除税額報告書

※注 工事完了から30日以内 もしくは 交付決定年度の2月末日の  
いずれか早い日までに提出してください

## 確定通知

審査後、補助金額を決定し、市から申請者へ補助金確定通知書を送付します

## 請求

「耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付請求書(第12号様式)」を市へ  
提出してください

## 補助金交付

市から指定口座へ補助金を振り込みます

## 耐震シェルター等

建築士事務所協会の耐震部会員による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅に耐震シェルター等を設置する場合、その費用の一部を補助します。

**市の補助制度を利用し、[簡易耐震診断]又は[一般耐震診断]を経て[耐震シェルター等]の設置を行う場合に、その費用の一部を補助するものです。**

※注1 補助制度を受けるためには、事前に申請など手続きが必要です

※注2 購入・契約前に必ず市へご相談ください

### ●制度について

- 1 耐震シェルター等の補助を受ける場合は、はじめに市の制度による簡易耐震診断又は一般耐震診断を受けていただきます
- 2 耐震シェルター等とは、地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行ない、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドをいいます
- 3 この補助は、1棟の住宅につき、1回(1台)のみです。また、重複して耐震補強工事等の補助についても受けることができないため、ご注意ください

### ●補助金の額

耐震シェルター等の設置に係る費用(①～③)の合計額の1／2(上限25万円)を補助します

- ① 製品代金
- ② 運搬費
- ③ 設置費

※注 耐震目的以外の費用(リフォーム等)は、補助の対象になりませんのでご注意ください

## ●申請手続きの流れ

### 申 請

必要書類を添えて、「耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付申請書(第2号様式)」を市へ提出してください

#### 添付書類

- ①耐震シェルター等の見積書の写し
- ②設置する製品と業者がわかる書類の写し

### 交 付 決 定

書類審査後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します

※注 申請内容の変更又は取り下げる場合は、「計画変更等申請書(第5号様式)」を提出してください



### 設 置

申請書に記された製品等を専門業者等に依頼し、設置してください



### 実 績 報 告

設置完了後、必要書類を添えて、「耐震シェルター等完了実績報告書(第9号様式)」を市へ提出してください

#### 添付書類

- ①設置完了後の写真
- ②領収書の写し
- ③消費税仕入控除税額報告書

※注 設置完了から30日以内 もしくは 交付決定年度の2月末日  
いずれか早い日までに提出してください



### 確 定 通 知

審査後、補助金額を決定し、市から申請者へ補助金確定通知書を送付します

### 請 求

「耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付請求書(第12号様式)」を市へ提出してください



### 補 助 金 交 付

市から指定口座へ補助金を振り込みます

(社)神奈川県建築士事務所協会 湘南三浦支部 会員名簿

(令和7年4月1日現在)

逗子地区担当 (3社)		
(有)宮下工務店一級建築士事務所	金田 伸也	桜山3丁目
(有)ニッペイ二級建築士事務所	高橋 康	桜山5丁目
キリガヤ建築士事務所	市原 剛志	山の根1丁目

葉山地区担当 (9社)		
小島建築設計事務所	小島 紀雄	葉山町木古庭
一級建築士事務所 十設計	林 俊司	葉山町下山口
(有)アシストホーム二級建築士事務所	宮寺 透雄	葉山町一色
ARCHITO 一級建築士事務所 歩く人	相馬 立夫	葉山町堀内
(株)REAL 一級建築士事務所	磯 昭弘	葉山町長柄
拓建築設計工房	石渡 規由	葉山町長柄
おかげわふみお建築室	及川 史朗	葉山町長柄
空有アキテクツ一級建築士事務所	谷野 太清	葉山町下山口
アキラボ一級建築士事務所	清水 淳	葉山町堀内

三浦地区担当 (2社)		
一級建築士事務所 榊原事務所	榊原 久雄	横須賀市ハイランド
(株)奥山工務店一級建築士事務所	鳥井 義久	三浦市南下浦町上宮田